

(平成21年11月5日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認鳥取地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 3件

厚生年金関係 3件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 1件

厚生年金関係 1件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人のA社B支店における資格取得日に係る記録を昭和45年4月1日とし、資格喪失日に係る記録を同年10月1日とし、申立期間の標準報酬月額を2万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年4月1日から同年10月1日まで

社会保険事務所で年金記録を確認したところ、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無いとの回答を得た。昭和45年3月末ごろから47年1月末までC社D出張所に勤務していたので、申立期間について厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の雇用保険の記録及び当時の同僚の供述から、申立人は、昭和45年4月1日から47年1月31日まで、C社D出張所に勤務していたことが確認できる。

また、E健康保険組合が保管している健康保険被保険者名簿により、申立人は、昭和45年4月1日から47年1月31日まで、同組合の健康保険被保険者であったことが確認できる。

一方、C社が厚生年金保険の適用事業所となったのは、申立人が同社において厚生年金保険の被保険者資格を取得した日と同日の昭和45年10月1日となっており、同社は、それより前の期間については、適用事業所としての記録は無い。

このため、適用事業所となるまでの期間におけるC社D出張所長等の厚生年金保険への加入状況を確認したところ、昭和45年10月1日以前から勤務していた同所長らは、社会保険庁のオンライン記録により、同社の親会社であるA

社B支店において厚生年金保険の被保険者となっていたことが確認できる。

事実、当時のC社の取締役営業部長は、「C社で採用された社員あるいは同社へ異動してきた社員は、同社が適用事業所となる昭和45年10月1日までは、A社B支店で労働保険、社会保険に加入させており、さらに健康保険料と厚生年金保険料をセットで必ず控除していた。」と供述している。このことから、申立人についても、A社B支店において昭和45年4月1日に被保険者資格を取得後、同年10月1日に被保険者資格を喪失し、同日にC社で被保険者資格を取得したと認めるのが相当である。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、昭和45年4月から同年9月までの標準報酬月額については、社会保険事務所に保管されている申立人に係るC社での健康保険厚生年金保険被保険者原票に記載されている同年10月の記録から、2万8,000円とするのが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、保険料を納付したか否かについては不明としているが、申立期間のA社B支店に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の整理番号に欠番が無いことから、申立人に係る社会保険事務所の記録が欠落したとは考え難い。また、仮に事業主から申立人に係る被保険者資格の取得届が提出された場合には、その後被保険者資格の喪失届も提出されていると思われるところ、いずれの機会においても社会保険事務所が当該届出を記録しないとは考え難いことから、事業主から当該社会保険事務所へ資格の得喪等に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和45年4月から同年9月までの保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を昭和34年8月1日に、資格喪失日に係る記録を35年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を4,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る昭和34年8月から35年3月までの厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和34年8月1日から35年4月1日まで

昭和33年から勤務していたB社が火災により一時操業停止したため、申立期間について、B社を辞め、A社に勤務していたが、当該期間の厚生年金保険の加入記録が無い。当時、私と同じ部署で勤務していた同僚には厚生年金保険の加入記録があり、私には厚生年金保険の加入記録が無いことに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

社会保険事務所の保管するA社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、申立期間における申立人の被保険者記録は無いほか、既に同社は解散し、当時の事務担当者は死亡している上、当時の事業主からも事情を聞くことができない。

しかし、申立人がA社勤務当時に同じ部署で鋳物工として勤務していた同僚及びB社が操業を再開し同社が再び適用事業所となった昭和35年4月1日に申立人と一緒にB社に復帰した同僚の供述等から、申立人は、申立期間当時A社に勤務し、B社が操業を再開した35年4月1日にB社に復帰したと推認できる。

また、A社で申立人と同じ部署で鋳物工として勤務していた4人には、いず

れも申立期間当時に同社での厚生年金保険の被保険者記録があり、そのうち、連絡の取れた同僚は「申立人とはA社のC工場で鋳物工として、毎日午前8時から午後5時まで、1年近く一緒に勤務した。同社では試用期間は無く、業務内容、勤務形態とも同じであった申立人が厚生年金保険に加入していないのは疑問である。」と供述している。

さらに、社会保険事務所が保管する同社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿で、申立期間当時厚生年金保険に加入していたことが確認できる従業員3人は、いずれもA社では入社と同時に厚生年金保険に加入していたとしている。

これらを総合的に判断すると、申立人は、昭和34年8月1日から35年4月1日までA社に勤務し、厚生年金保険被保険者として事業主により給与から保険料が控除されていたものと認められる。

また、当該期間における標準報酬月額については、申立人と同じ部署で勤務していた同年代の同僚の標準報酬月額から判断すると、4,000円とするのが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行の有無については、申立期間の被保険者名簿の整理番号に欠番が見当たらないことから、申立人に係る社会保険事務所の記録が失われたとは考え難い。また、仮に、事業主から申立人に係る被保険者資格の取得届が提出された場合には、その後、被保険者資格の喪失届が提出されていると思われるところ、いずれの機会においても社会保険事務所が当該届出を記録しないとは考え難いことから、事業主から当該社会保険事務所へ資格の得喪に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和34年8月から35年3月までの保険料の納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を平成7年3月2日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を19万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和47年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成7年3月2日から同年4月1日まで

平成7年3月2日から8年3月26日まで、A社に勤務していたが、社会保険事務所で年金記録を確認したところ、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い旨の回答を得た。当該期間の厚生年金保険料の控除記録がある給与明細書を持っているので、被保険者であったと認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人のA社における雇用保険の被保険者記録及び申立人が所持している平成7年4月分から8年3月分までの給与明細書により、申立人が7年3月2日から8年3月26日まで同社に勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが確認できる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人の上記事業所における平成7年4月の社会保険庁のオンライン記録から、19万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間当時から雇用保険及び厚生年金保険等の社会保険の資格取得に係る手続を同時に行っていたため、平成7年3月2日に申立人が厚生年金保険の被保険者資格を取得した旨の届出を社会保険事務所に対して行ったと

考えられ、申立期間に係る保険料についても納付したとしているが、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 50 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 6 年 9 月 1 日から 7 年 3 月 1 日まで
平成 6 年 9 月 1 日から 7 年 3 月 31 日まで、A 店で勤務していたが、社会保険庁の記録では、このうち申立期間に係る厚生年金保険の加入記録が無い。アルバイトではなく正社員として勤務しており、厚生年金保険に加入していたはずなので、記録が無いことに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

A 店（現在は、B 社が継承。以下「A 店」という。）の回答から、申立人が申立期間に同店で勤務していたことはうかがえる。

しかし、社会保険庁のオンライン記録では、A 店が厚生年金保険の適用事業所となったのは平成 6 年 10 月 1 日であり、申立期間のうち同年 9 月 1 日から同年 10 月 1 日までは、同事業所は厚生年金保険の適用事業所として確認できない。

また、A 店に勤務する従業員の採用事務を統括する C 社（D 市）では、「当時、各店舗で従業員を採用する場合、原則として採用後 3 か月間はアルバイトとして雇用しており、その間は、厚生年金保険に加入させていなかった。その後は、店長の判断により正職員に登用された者は、厚生年金保険に加入させていた。」としており、採用後、少なくとも 3 か月間は厚生年金保険に加入させていなかった状況がうかがえる。

さらに、当時の店長は所在が不明のため連絡が取れないほか、申立人が記憶している同僚 6 人のうち連絡先の判明した 2 人及び社会保険庁のオンライン記録により申立期間当時 A 店で被保険者資格を有していた従業員 5

人の合計7人に照会したが、いずれの者からも申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除の事実について供述が得られなかった上、申立人が氏名を挙げている同僚のうち2人についても、同事業所における厚生年金保険の被保険者記録は無い。

加えて、申立人の申立期間における雇用保険への加入記録は確認できないほか、申立人には給与明細書等の関連資料は無く、申立期間において厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実をうかがわせる周辺事情もみられない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間について、申立人が厚生年金保険被保険者として、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。